

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浪江町は、低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

浪江町教育委員会

公表日

令和8年3月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、非課税相当の収入の者に対し、子育て世帯生活特別支援給付金を支給する。 特定個人情報を受給資格の審査及び受給資格管理、支給管理に活用する。
③システムの名称	低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一100項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で事務を定める命令 第73条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二121項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令 第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	浪江町教育委員会事務局
②所属長の役職名	教育総務課長 鈴木 清水
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	浪江町教育委員会事務局 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2 0240-34-0252
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	浪江町教育委員会事務局 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2 0240-34-0252
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業に伴う誤入力、誤送付、電子媒体の持出し等の人為的ミスによるリスクに対し、全庁的に以下の対策を講じている。 職員に対しては、採用時及び階層別研修において、個人情報保護及び情報セキュリティに関する規程等の周知を行うとともに、未受講者には再受講の機会を付与している。 また、電子媒体の利用については、使用可能な媒体の限定、施錠保管、使用記録簿による管理、暗号化等の措置を講じ、適切な管理を行っている。 これらの人的対策及び物理的・技術的対策を組み合わせることで実施することにより、人為的ミスの発生防止及び抑止が図られていることから、「十分である」と判断する。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

本町では、職員に対し、採用時及び階層別研修等において、個人情報保護及び情報セキュリティに関する規程や取扱い上の留意事項について周知を行うとともに、未受講者に対しては再受講の機会を付与するなど、継続的な教育体制を整備している。

また、日常業務においても、規程やマニュアルに基づく運用の徹底を図ることで、従業員の意識向上と適正な取扱いの定着を図られている。

これらの取組により、従業員に対する教育・啓発は組織的かつ継続的に実施されており、特定個人情報の適正な取扱いを確保する上で十分な水準にあることから、「十分である」と判断する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月23日	公表日	2021/7/29	2026/3/23	事後	新様式移行対応
令和8年3月23日	IV-8 人手を介在させる作業		十分である	事後	新様式移行対応
令和8年3月23日	IV-8 人手を介在させる作業 (判断の根拠)		人手を介在させる作業に伴う誤入力、誤送付、電子媒体の持出し等の人為的ミスによるリスクに対し、全庁的に以下の対策を講じている。 職員に対しては、採用時及び階層別研修において、個人情報保護及び情報セキュリティに関する規程等の周知を行うとともに、未受講者には再受講の機会を付与している。 また、電子媒体の利用については、使用可能な媒体の限定、施錠保管、使用記録簿による管理、暗号化等の措置を講じ、適切な管理を行っている。 これらの人的対策及び物理的・技術的対策を組み合わせることで実施することにより、人為的ミスの発生防止及び抑止が図られていることから、「十分である」と判断する。	事後	新様式移行対応
令和8年3月23日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	新様式移行対応
令和8年3月23日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 (判断の根拠)		本町では、職員に対し、採用時及び階層別研修等において、個人情報保護及び情報セキュリティに関する規程や取扱い上の留意事項について周知を行うとともに、未受講者に対しては再受講の機会を付与するなど、継続的な教育体制を整備している。 また、日常業務においても、規程やマニュアルに基づく運用の徹底を図ることで、従業者の意識向上と適正な取扱いの定着が図られている。 これらの取組により、従業者に対する教育・啓発は組織的かつ継続的に実施されており、特定個人情報の適正な取扱いを確保する上で十分な水準にあることから、「十分である」と判断する。	事後	新様式移行対応